

家きん農場の飼養衛生管理チェック表（平成26年度）

チェック項目	評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握	
1 自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 <input type="checkbox"/>	
第二 衛生管理区域の設定	
2 (1) 衛生管理区域を設定している。 (2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。	
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
3 衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。	
4 (1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 入場車両の消毒を常時行っている。 (3) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。() (4) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。()	
5 (1) 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。 <input type="checkbox"/>	
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。 <input type="checkbox"/> (2) 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。 <input type="checkbox"/> (3) 更衣前の衣服は、更衣後の専用の衣服等で完全に覆われている。()	
7 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。 <input type="checkbox"/>	
8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。 <input type="checkbox"/>	
9 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。 <input type="checkbox"/>	
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止	
10 (1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (2) 給水施設に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (3) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
11 飼養する家きんに飲用に適した水を給与している。 <input type="checkbox"/>	
12 (1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。() (2) 防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。 <input type="checkbox"/> (3) 定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。 <input type="checkbox"/> (4) 防鳥ネット等の設置により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。()	
13 (1) 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。 <input type="checkbox"/> (2) 家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。	
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保	
14 家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 <input type="checkbox"/>	
15 空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。 <input type="checkbox"/>	
16 家きんを適切な密度で飼養している。	

第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
17	飼養する家さんが特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。	
18	飼養する家さんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
19	毎日、飼養する家さんの健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
20	(1) 導入元の疾病発生状況及び導入家さんの健康状態を確認後、家さんを導入している。 (2) 導入家さんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家さんと直接接触させないようにしている。	
21	出荷又は移動の直前に家さんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
第七 埋却等の準備		
22	埋却、焼却又は化製処理の準備ができている。	
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管		
23	(1) 衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。() (2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
第九 大規模所有者に関する追加措置		
24	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家さんの健康管理について定期的に指導を受けている。	
25	従業員が飼養する家さんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。	

注1 のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定(定期の報告)による報告項目です。には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況(チェックの有無)を記入して下さい。

注2 評価欄には、(適正に行われている)、×(適正に行われていない)又は-(業務体制上、行う必要がない)のいずれかを記入して下さい。

注3 の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1-1の指導には当たりません。